

日行連発第674号  
令和5年9月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

農地法施行規則第3条等の一部改正による申請書様式の変更について（周知）

農地法施行規則の一部改正につきましては、令和5年9月1日から施行されております。

改正の主たる内容は、農地法第3条申請の所有者移転の場合において、譲受人の国籍を記載することと併せて農地法第3条の3の届出（相続等による権利等の移転等）についても同様となっております。

また、本改正に合わせ、農地法関係事務処理要領に規定する「農地法第3条許可申請書（個人、各種法人）」、「農地の相続等による権利移動の届出書」、「農地所有適格法人報告書」の様式（農地法関係事務処理要領）が一部変更されております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【参考】

・農林水産省ホームページ

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi\\_seido/nouchi\\_sandan.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/nouchi_sandan.html)

・農地法関係事務処理要領の制定について

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi\\_seido/attach/pdf/nouchi\\_sandan-166.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/nouchi_sandan-166.pdf)